

平成24年度

自己点検シート
(人員・設備・運営編)

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)

(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所番号：33

事業所名：

点検年月日：平成 年 月 日()

記入者：

実 態 と 所 見

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>第1 基本方針</p> <p>事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。 《基本方針》</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態等となった場合でも、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。（介護予防特定施設入居者生活介護の場合は、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。）</p> <p>(2) 安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。</p> <p>(3) 運営規程、パンフレット、その他利用者に対する説明文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>法第73条第1項 法第115条の3第1項</p> <p>【解釈赤P. 320, 1089】 H11厚令37第192条の3 H18厚労令35第254条 ・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>1 生活相談員</p> <p>(1) 常勤換算方法で、利用者の数が 100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、他の職種に従事することは差し支えない。〕</p> <p>(2) 1人以上は常勤・専従の者を配置しているか。</p> <p>※入居者へのサービス提供に支障がなければ、他の職務と兼務することができる。 ※資格要件なし。</p> <p>2 介護職員</p> <p>(1) 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1人以上であるか。 (ex. 特定施設入居者生活介護のみの場合は、利用者：介護職員＝10：1以上) (ex. 介護予防特定施設入居者生活介護を一体的に運営している場合は、要支援者1人に1/3人と換算した上で、利用者：介護職員＝10：1以上)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>法第74条第1項 法第115条の4第1項</p> <p>【解釈赤P. 321～322, 1090～1091】 H11厚令37第192条の4第1項一・第2項一・第4項・第5項 H18厚労令35第255条第1項一・第2項一・第4項・第5項 H11老企25第三の十の二の1(2)(3) ・職員勤務表 ・利用者数のわかる書類 ・職員名簿</p> <p>H11厚令37第192条の4第1項二・第2項二・第4項 H18厚労令35第255条第1項二・第2項二・第4項 H11老企25第三の十の二の1(1)(2)(3) ・職員勤務表 ・要支援、要介護度別利用者がわかる書類 ・資格者証等 ・運営規程</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>3 計画作成担当者</p> <p>(1) 1以上は常勤の者を配置しているか。(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)</p> <p>(2) 専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。</p> <p>※入居者へのサービス提供に支障がなければ、他の職務と兼務することができる。</p> <p>4 常に1以上の従業者が確保されているか。</p> <p>※ただし、宿直時間帯にあつては、この限りではない。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>H11厚令37第192条の4第1項三・第2項三・第4項・第6項 H18厚労令33附則第14条 H18厚労令35第255条第1項三・第2項三・第4項・第6項・附則第17条 H11老企25第三の十の二の1(2)(3)(4)</p> <p>・職員勤務表 ・職員名簿 ・資格者証等 ・運営規程</p>
<p>2 利用者の数</p> <p>(1) 利用者及び介護予防サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。(小数点第2位切り上げ)</p> <p>※新設又は増床の場合は、下記のとおり推定される。また減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合は、他の方法による。 (ex. 6月未満はベッド数の90%) (ex. 6月以上1年未満は直近6月間利用者数÷6月間の日数) (ex. 1年以上は直近1年間利用者数÷1年間の日数)</p>	<p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 322, 1090】 【解釈青P. 160】 H11厚令37第192条の4第3項 H18厚労令35第255条第3項</p> <p>・前年度の利用者実績がわかる書類</p>
<p>3 管理者</p> <p>(1) 専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>〔ただし、管理上支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。〕</p> <p>※同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる場合に兼務することができる。従って、併設する訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者との兼務はできないが、勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる。</p> <p>※資格要件なし。</p>	<p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 322, 1091】 H11厚令37第192条の5 H18厚労令35第256条 H11老企25第三の十の二の1(3)</p> <p>・職員勤務表 ・職員名簿</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設 備</p> <p>(1) 利用者の日常生活のために使用する建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるか。</p> <p>〔ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴き、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。〕</p> <p>①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。</p> <p>②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものである。</p> <p>③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能である。</p> <p>(2) 浴室、便所及び食堂を有しているか。</p> <p>〔ただし、居室の面積が25㎡以上である場合には、食堂を設けないことができる。〕</p> <p>1 居室</p> <p>(1) 定員1人となっているか。</p> <p>〔夫婦で居室を利用するなど、利用者の処遇上必要と認められる場合、2人でも差し支えない。なお、養護老人ホームについては個室でなくてもよい場合がある。〕</p> <p>(2) プライバシーの保護に配慮した介護を行える広さがあるか。</p> <p>(3) 地階に設けていないか。</p> <p>(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 323～325, 1091～1092】</p> <p>H11厚令37第192条の6第1項・第2項 H18厚労令35第257条第1項・第2項・附則第16条 H11老企25第三の十の二の2(1) 準用（第三の八の2(2)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 運営規程 ・ 建築確認書 ・ 設備備品等一覧表 <p>H11厚令37第192条の6第3項 H18厚労令35第257条第3項</p> <p>H11厚令37第192条の6第4項 H18厚労令35第257条第4項・附則第18条 H18厚労令33附則第3条・第5条 （以下4 食堂まで共通）</p> <p>H18厚労令33第2条 H11老企25第三の十の二の2(2)(3)(4)</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
2 浴 室 (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適しているか。 (浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置等)	適 否	
3 便 所 (1) 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適 否	
4 食 堂 (1) 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適 否	
1, 4共通 (1) 「適当な広さ」は重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。	適 否	
2 構 造		
(1) 利用者が車椅子で円滑に移動することができるよう避難通路の段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされているか。	適 否	・重要事項説明書 ・掲示板
(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備があるか。	適 否	【解釈赤P. 323～324, 1091～1092】
(<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備） ・スプリンクラー設備 ※養護、有料は275㎡以上、軽費は6,000㎡以上が必置である。 ・消火器)	適 否 適 否 適 否	H11厚令37第192条の6第5項・第6項・第7項・第8項 H18厚労令33附則第3条・第5条 H18厚労令35第257条第5項・第6項・第7項・第8項・附則第16条・第18条
(3) 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。	適 否	H11老企25第三の十の二の2(4) H12厚告48 消防法、消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令（以下「消防法等」という。）

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>2 3 衛生管理等（準用）</p> <p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) ・感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。 ①メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、疥癬、インフルエンザ様疾患等に対する対策 ②タオルの共用の禁止 ③手指消毒薬剤の配置又は消毒器の設置 ・保健所との密接な連携に努めているか。 ・保健所からの助言、指導を受けた場合は適切に改善を行っているか。 ・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p> <p>(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>法第74条第2項 法第115条の4第2項</p> <p>【解釈赤P. 351, 329, 1094~1095】 H11厚令37第192条の12準用（第104条） H18厚労令35第262条準用（第105条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の六の3(7)） ・受水槽清掃記録 ・定期消毒の記録 ・衛生マニュアル ・食中毒防止等の記録等 ・指導等の記録</p>
<p>2 4 掲 示（準用）</p> <p>(1) ・重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。</p> <p>記載事項、文字の大きさ、掲示方法等掲示物の確認</p> <p>①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③居室、浴室、便所及び食堂の概要 ④協力病院 ⑤利用料の額及びその改定の方法 ⑥事故発生時の対応 ⑦苦情処理</p> <p>・掲示内容は、届け出ている内容と実態に相違はないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 315, 329, 1094~1095】 H11厚令37第192条の12準用（第32条） H18厚労令35第262条準用（第30条）</p>
<p>2 サービスの提供</p> <p>(1) 適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、事業者との会議や協議等、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 受託居宅サービス事業所にサービス提供日時、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 326, 1095】 H11厚令37第192条の8 H18厚労令35第263条 H11老企25第三の十の二の3(2)</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>1 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p>(1) ・重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約を文書により締結しているか。（重要事項説明書でなくともよい。）</p> <p>・重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重要事項最低必要項目</p> <p>①運営規程の概要</p> <p>②従業者の勤務の体制</p> <p>③外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅(介護予防)サービス事業者の業務の分担の内容</p> <p>④受託居宅(介護予防)サービス事業者及び受託居宅(介護予防)サービス事業所の名称並びにサービスの種類</p> <p>⑤居室、浴室、及び食堂の概要</p> <p>⑥要介護状態の区分又は要支援の区分に応じて事業者が提供する標準的なサービスの内容（有料老人ホームの重要事項説明書に添付される「介護サービス等の一覧表」等の内容を満たすものをいう。）</p> <p>⑦安否確認の方法及び手順</p> <p>⑧利用料の額及びその改定の方法</p> <p>⑨事故発生時の対応</p> <p>⑩苦情処理</p> </div> <p>※利用者の同意に関しては、契約書に同意の文言を挿入すること又は同意書を作成することが望ましい。</p> <p>(2) ・重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>・契約書には、介護サービス等の内容及び利用料その他の費用の額、契約解除の条件を記載しているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合、特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書にすることなく、1つの契約書で差し支えない。</p> </div> <p>(3) 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>定められる事項</p> <p>①正当な理由なしに指定特定入居者生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進したと認められるとき。</p> <p>②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> </div>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 325～326, 1092～1093】</p> <p>H11厚令37第192条の7 H11厚令37第1条 H18厚労令35第258条 H11老企25第三の十の二の3(1)</p> <p>〔説明・同意の方法手順等を聴取〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・説明書 ・入居申込書 ・利用の同意に関する書類（契約書等） ・重要事項説明書 <p>・契約書</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<p>(4) 利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合には、移る際の当該利用者の意思の確認等、適切な手続を契約書等に明記しているか。</p>	適	否	<p>・契約書等 (意思確認したもの)</p>
<p>3 受給資格等の確認（準用）</p>			
<p>(1) ・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。</p> <p style="margin-left: 20px;"> { ①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間 </p>	適	否	<p>【解釈赤P. 304, 329, 1094~1095】 H11厚令37第192条の12 準用（第11条） H18厚労令35第262条 準用（第11条） H11老企25第三の十の3(6) 準用（第三の一の3(4)）</p>
<p>・確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)</p>	適	否	<p>・サービス計画書 ・利用者に関する記録</p>
<p>(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p>	適	否	
<p>4 要介護認定等の申請に係る援助（準用）</p>			
<p>(1) 要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。</p> <p style="margin-left: 20px;"> { ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、代行申請を行うか、申請を促すこと。 </p>	適	否	<p>【解釈赤P. 304~305, 329, 1094~1095】 H11厚令37第192条の12 準用（第12条） H18厚労令35第262条 準用（第12条） H11老企25第三の十の3(6) 準用（第三の一の3(4)）</p>
<p>(2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように必要に応じて援助を行っているか。</p>	適	否	<p>・利用者に関する記録</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等（準用）</p>			
<p>(1) 正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。</p> <p style="margin-left: 20px;"> { (正当な理由) ①入居者が入院治療を要する者で、必要なサービスを提供することが困難。 ②ベッドが空いていない。 </p>	適	否	<p>【解釈赤P. 303~304, 329, 1085~1086, 1094~1095】 H11厚令37第192条の12 準用（第179条） H18厚労令35第262条 準用（第235条） H11老企25第三の十の3(6) 準用（第三の十の3(2)）</p>
<p>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供するサービスを利用することを妨げていないか。</p>	適	否	<p>・入居申込書 ・入居申込受付簿 ・サービス記録</p>

確認事項	適	否	根拠・確認書類
<p>(3) 入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。</p>	適	否	<p>・紹介の記録</p>
<p>(4) サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等をどのようにして把握しているか。</p>	適	否	<p>・利用者に関する記録</p>
<p>5 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意（準用）</p>			<p>【解釈赤P. 305, 329, 1086, 1094~1095】</p>
<p>(1) 有料老人ホーム等において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者に同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意 思を確認しているか。</p>	適	否	<p>H11厚令37第192条の12 準用（第180条） H18厚労令35第262条 準用（第236条） H11老企25第三の十の二の3(6)</p>
<p>(2) どのように確認しているか。</p>	適	否	<p>準用（第三の十の3(3)）</p>
<p>(3) 市町村(又は国保連)に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出しているか。</p>	適	否	<p>H18. 4. 28老健局振興課事務連絡「有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅における特定施設入居者生活介護等の法定代理受領サービスの利用料等について」</p>
<p>介護予防特定施設入居者生活介護の指定とあわせて受ける場合、特定施設入居者生活介護の同意の書類と介護予防特定施設入居者生活介護に係る要件となる同意の書類は、別々の書類によることなく1つの書類で差し支えない。</p>			<p>・サービス計画書 ・利用の同意に関する書類（契約書等）</p>
<p>4 受託居宅サービス事業者への委託</p>			<p>【解釈赤P. 327~328, 1093~1094】</p>
<p>(1) ・受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。(複数事業所との契約でも可)</p>	適	否	<p>H11厚令37第192条の10 H18厚労令35第260条 H11老企25第三の十の二の3(4)</p>
<p>・委託契約書に不適切な事項や漏れはないか。</p>	適	否	<p>・委託契約書</p>
<p>委託契約最低必要項目</p> <p>①委託の範囲 ②遵守すべき条件 ③サービスが運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認する旨 ④受託居宅サービス事業者に対し、文書による指示を行い得る旨 ⑤サービス内容に改善の必要があり、所要の措置を講じるよう指示を行った場合、確認する旨 ⑥入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦その他必要事項 ※③及び⑤に関しては、結果記録を作成し、2年間保存すること</p>			<p>・確認文書 ・指示文書</p>
<p>・委託した業務の再委託は行っていないか。</p>	適	否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>(2) 受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護としているか。</p>	適 否	
<p>(3) ・事業の開始にあたっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と予め業務委託契約を締結しているか。</p>	適 否	・委託契約書
<p>・当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しているか。</p>	適 否	・指定申請書
<p>(4) 指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を委託する場合にあつては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業所になっているか。</p>	適 否	・受託居宅サービス事業所の所在地がわかる書類
<p>(5) 受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。</p> <p>指揮命令内容 ①身体拘束等の禁止 ②秘密保持 ③事故発生時の対応及び緊急時の対応の規定において求められている内容が、受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p>	適 否	
<p>(6) 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	適 否	・業務記録
<p>6 サービスの提供の記録（準用）</p>		【解釈赤P. 305～306, 329, 1086, 1094～1095】
<p>(1) サービスの開始、終了等を被保険者証に記載しているか。 (記載事項) 開始年月日 指定特定施設名称 終了年月日</p>	適 否	H11厚令37第192条の12準用（第181条） H18厚労令35第262条準用（第237条）
<p>(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。</p>	適 否	H11老企25第三の十の二の3(6)準用（第三の十の1(4)） ・被保険者証写
<p>7 利用料等の受領（準用）</p>		法第41条・第50条・第60条・第69条第3項
<p>[法定代理受領サービスに該当する場合] (1) 1割相当額の支払いを受けているか。</p>	適 否	【解釈赤P. 306～308, 329, 1086～1087, 1094～1095】

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<p>〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕</p> <p>(2)・10割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>・基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p>	適	否	<p>H11厚令37第192条の12 準用（第182条） H18厚労令35第262条 準用（第238条） H11老企25第三の十 の二の3(6) 準用（第三の一の3(10)） ・サービス計画書 ・領収証控 ・運営規程</p>
<p>〔その他の費用の支払を受けている場合〕</p> <p>(3)・「利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の 便宜に要する費用」の支払を受けている場合は、運営規程 に従い適正に徴収されているか。</p> <p>・「おむつ代」の支払を受けている場合は、運営規程に従い適 正に徴収されているか。</p> <p>・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受け ることができないもの（保険給付の対象となっ ているサービス）はないか。</p> <p>・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付 の対象となっているサービスと明確に区分されないあいま いな名目による費用の支払を受けていないか。</p> <p>・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行 うための実費相当額の範囲内で行われているか。（積算根拠 は明確にされているか。）</p>	適	否	<p>【解釈赤P. 306～308, 329, 330～331, 1086 ～1087, 1094～1095, 1212～1217】 H11老企25第三の十 の二の3(6) 準用（第三の一の3 (10)） H12老企52 H12老企54 H12老振25・老健94 H12老振75・老健122 H13老振発1・老老発1 ・重要事項説明書 ・説明書 ・利用の同意に関す る書類（契約書等） ・領収証控</p>
<p>(4)・(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらか じめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び 費用について説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>・上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより 行っているか。</p>	適	否	
<p>・「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の 取扱いとしているか。</p>	適	否	
<p>(5)・利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。</p>	適	否	
<p>・課税の対象外（家賃、おむつ代等）に消費税を賦課してい ないか。</p> <p>※利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の 便宜に要する費用は課税対象。</p>	適	否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(6) 領収証には費用区分を明確にしているか。 ①基準により算定した費用の額又は現に要した費用の額 ②その他の費用の額（個別の費用ごとに区分）	適 否	
8 保険給付の請求のための証明書の交付（準用）		【解釈赤P. 308, 329, 974, 1094～1095】
〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕 サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。	適 否	H11厚令37第192条の12 準用（第21条） H18厚労令35第262条 準用（第21条） H11老企25第三の十 の二の3(6) ・サービス提供証明書 (介護給付明細書)
9 取扱方針（準用） 身体拘束廃止(4)～(8)、高齢者虐待防止(9)～(14)		【解釈赤P. 308～309, 329, 1087, 1096～1098】
(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、 認知症の状況等を踏まえ、日常生活に必要な援助を行っているか。	適 否	H11厚令37第192条の12 準用（第183条）
(2) 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適 否	H18厚労令35第239条 ・第246条・第247条
(3) サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行っているか。（又、工夫をしているか。）	適 否	H11老企25第三の十 の二の3(6)・第四の 三の10(1))
(4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束その他利用者の行動 を制限する行為（身体拘束）を行っていないか。	適 否	・利用者に関する記録 ・サービス計画書 ・パンフレット等 ・身体拘束に関する 記録
☆ 身体的拘束 の対象となる具体的行為 ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも 等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で 囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも 等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚 をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の 手袋等をつける。 ⑥車いすやいすから落ちたり、立ち上がったたりしないよう に、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを 使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服） を着せる。	適 否	・介護日誌 ・身体拘束マニュアル

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<p>⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</p>	適	否	
	適	否	
(5) (4)を行う場合には、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を全て満たしているか。	適	否	
(6) (4)を行う場合には、 期限を定めて 行っているか。 ※開始日時だけでなく、 予め解除日時 を定めていること。	適	否	
(7) (4)を行う場合には、利用者及び家族に対し、 説明 を行っているか。(ex. 原則として身体拘束を行わないこと、徹底した自立回復を目指すこと、身体拘束は一時的なものであること。)	適	否	・身体拘束に関する記録
(8) (4)を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適	否	・担当者会議の記録 ・身体拘束廃止委員会
(9) 事業所の従事者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めているか。	適	否	高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(10) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていないか。	適	否	
(11) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていないか。	適	否	
(12) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていないか。	適	否	
(13) 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていないか。	適	否	
(14) 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていないか。	適	否	
(15) 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止について、 従業者への研修 を実施しているか。	適	否	・研修の記録 ・担当者会議の記録 ・身体拘束廃止委員会
(16) サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適	否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>1 5 利用者の家族との連携（準用）</p> <p>(1) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう（会報の送付、行事参加の呼びかけ等）に努めているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 311, 329, 1099】 H11厚令37第192条の12準用（第188条） H18厚労令35第251条 H11老企25第三の十の二の3(6)・第四の三の10(5) 準用（第三の十の3(10)） ・利用者に関する記録 ・面会に関する記録</p>
<p>1 6 利用者に関する市町村への通知（準用）</p> <p>(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示等に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	<p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 311, 329, 974, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12準用（第26条） H11厚令35第262条準用（第23条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(14)） ・市町村に送付した通知</p>
<p>1 7 緊急時等の対応（準用）</p> <p>(1) ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。 ・緊急時の対応の実例があれば処理した手順について確認。</p> <p>(2) 協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 ※協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。</p>	<p>適 否 適 否 適 否</p>	<p>【解釈赤P. 311～312, 329, 986, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12準用（第51条） H11厚令35第262条準用（第51条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の二の3(3)） ・運営規程 ・利用者に関する記録 ・契約書 ・重要事項説明書</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>18 管理者の責務（準用）</p> <p>(1) 従業者の管理及び利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 312, 329, 986, 1094～1095】</p> <p>H11厚令37第192条の12準用（第52条）</p> <p>H11厚令35第262条準用（第52条）</p> <p>H11老企25第三の十の二の3(6)準用（第三の二の3(3)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織図、組織規程 ・職務分担表 ・業務日誌 ・業務報告
<p>3 運営規程</p> <p>(1) ・①～⑨が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～⑨の内容は適切か。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入居定員及び居室数 ④外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤受託居宅サービス事業者等及び受託居宅サービス事業所等の名称及び所在地 ⑥利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 ⑦施設の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩その他運営に関する重要事項 <p style="margin-left: 40px;">〔利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。〕</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 326, 1093】</p> <p>H11厚令37第192条の9</p> <p>H18厚労令35第259条</p> <p>H11老企25第三の十の二の3(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者に関する記録 ・契約書

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>20 勤務体制の確保等（準用）</p> <p>(1) 適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。 ①同一時間帯の休憩・休息はないか。 ②引継ができる体制になっているか。</p> <p>(2) ・日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。 ・必要事項が記載されているか。</p> <p>(3) 施設従業者の資質の向上のために行われる内部の研修会や他で実施される研修会に参加させているか。 ※特に外部の研修に参加した場合は、職場会議等や内部の研修会の教材にするなど、他従業者へ反映（還元）すること。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 313～314, 329, 1087～1088, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12 準用（第190条） H18厚労令35第262条 準用（第241条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の十の3(12)） ・就業規則 ・勤務表 ・雇用契約書 ・出張命令等</p>
<p>28 地域との連携（準用）</p> <p>(1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。（地域自治会との交流、ボランティアの受け入れ等）</p> <p>(2) 提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 317～318, 329, 1088, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12 準用（第191条の2） H18厚労令35第243条 H11老企25第三の十の3(14) ・地域交流に関する記録</p>
<p>22 非常災害対策（準用）</p> <p>(1) ・消防計画を届け出ているか。 ・消防法等に基づいて、年2回以上消火訓練、避難訓練を行っているか。 ・収容人員10人以上の施設は、防火管理者を選任し、届け出ているか。 ・防火管理者は、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行い、従業員に周知しているか。 ・防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定しているか。（消防計画に含めている場合も含む。）</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 314～315, 329, 1015, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12 準用（第103条） H18厚労令35第262条 準用（第104条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の六の3(6)） ・消防計画 ・訓練記録 ・消防計画に準ずる計画</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>2 5 秘密保持等（準用）</p> <p>(1) 利用者のプライバシーに係る記録等を適切に管理しているか。 (ex. 鍵をかけていないガラス張りケースに保管していないか。)</p> <p>(2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決める等を行っているか。)</p> <p>(3) ・サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、あらかじめ文書により同意を得ているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 316, 329, 976, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12準用（第33条） H11厚令35第262条準用（第31条） H11老企25第三の十の二の3(6)準用（第三の一の3(21)） ・就業時の取り決め等の記録 ・利用の同意に関する書類（契約書等）</p>
<p>2 6 広 告（準用）</p> <p>(1) ・誤解を与えるような表現等が使用されていないか。 (ex. 常時医療スタッフが常駐。)</p> <p>・広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 316, 329, 976, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12準用（第34条） H18厚労令35第262条準用（第32条） ・広告 ・パンフレット</p>
<p>2 1 協力医療機関等（準用）</p> <p>(1) 協力病院を定めているか。</p> <p>(2) 協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。</p> <p>(3) 協力病院とは、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。 (利用者の入院や休日夜間等における対応)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 314, 329, 1088, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12準用（第191条） H18厚労令35第262条準用（第242条） H11老企25第三の十の二の3(6)準用（第三の十の3(13)） ・契約書 ・重要事項説明書</p>
<p>2 7 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（準用）</p> <p>◎居宅介護支援事業者の比率</p> <p>☆ (%)</p> <p>☆ (%)</p> <p>☆ (%)</p> <p>※比率の高い事業者について、なぜ比率が高くなっているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 316, 329, 976, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12準用（第35条） H11厚令35第262条準用（第33条） H11老企25第三の十の二の3(6)</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>29 苦情処理（準用）</p>		<p>【解釈赤P. 317, 329, 977, 1094～1095】</p>
<p>(1) ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	適 否	<p>H11厚令37第192条の12準用（第36条）</p>
<p>・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載しているか。</p>	適 否	<p>H11厚令35第262条準用（第34条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(23)）</p>
<p>・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</p>	適 否	<p>〔苦情処理方法について具体的な方法及び過去1年間の苦情の状況を聴取〕</p>
<p>・苦情に対する措置の概要を掲示しているか。</p>	適 否	
<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。</p>	適 否	<p>・苦情に関する記録</p>
<p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	適 否	
<p>(4) 市町村の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p>	適 否	<p>・指導に関する記録</p>
<p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	適 否	<p>・報告文書</p>
<p>(6) 国保連の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p>	適 否	<p>・指導に関する記録</p>
<p>(7) 国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。</p>	適 否	<p>・報告文書</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>30 事故発生時の対応（準用）</p> <p>(1) 事故が発生した場合は、県民局、市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うとともに必要な処置を講じているか。</p> <p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 318, 329, 977, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12準用（第37条） H11厚令35第262条準用（第35条） H11老企25第三の十の二の3(6)準用（第三の一の3(25)） ・事故対応マニュアル関係 ・連絡体制図 ・事故記録</p>
<p>31 会計の区分（準用）</p> <p>(1) ・指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分しているか。</p> <p>・特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>※介護サービス別に会計区分を表示するのが原則であるが、介護予防サービスについては、介護サービスと一体的に行われている実態から、勘定科目として介護予防サービスの収入額のみを明確に把握できればよい。</p> <p>(2) 指針に沿った会計処理となっているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【解釈赤P. 318～319, 329, 978, 1094～1095】 H11厚令37第192条の12準用（第38条） H11厚令35第262条準用（第36条） H11老企25第三の十の二の3(6)準用（第三の一の3(26)） ・会計関係書類</p>

